

学校等における消費者教育の取組状況について

	令和5年度の取組状況 ※ 事業概要等（実施時期、対象、内容等）	令和6年度の取組状況（予定を含む） ※ 事業概要等（実施時期、対象、内容等）
県民活躍推進課	各種情報提供 （文部科学省等からの通知に基づき、私立学校へ随時情報提供を行っている）	各種情報提供 （文部科学省等からの通知に基づき、私立学校へ随時情報提供を行う）
地域生活文化課	学校における消費者教育を支援するため、 ・中学校においては、教員向け研修会を開催した。 ・高等学校においては、消費者教育関係教員等による消費者教育推進検討委員会を設け、消費者教育の効果的な進め方について検討を行った。 ・特別支援学校においては、特別支援学校教員等による消費者教育推進検討会議を設け、消費者教育を推進するための課題や対策等の話し合いを行った。 ・大学においては、学生による実行委員会を組織し、消費生活フェスタを開催した。	※ 学習指導要領において、消費者教育が全面実施。 今後は、学校が主体的に消費者教育を行う。 ・これまでの事業を通じて培ってきた知識やノウハウを生かし、学校から相談が寄せられた場合は、サポートを行う。 ・県消費生活センターの出前講座において、学校から依頼があった場合は講師を派遣する。 ・消費者庁等からの通知に基づき、所管課を通じて、各学校へ随時消費者教育に係る情報提供を行う。 ・青森県消費者教育連絡協議会において、構成課における消費者教育推進に向けた取組の確認を行う。
県消費生活センター	学校からの依頼により講師として消費生活相談員等を派遣し、移動消費生活講座を開催した。 中・高等学校（特支含む） 14回（1,067名） 大学・短期大学 2回（220名）	引き続き実施する。
	青森県消費生活センターのウェブサイトにおいて、学校や地域等において消費者教育を実践するために役立つ教材等を提供するサイト等を紹介しているほか、高等学校における消費者教育の充実を支援するため、教員向け授業実践例等を提供した。	引き続き実施する。

	<p>公民科の学習指導要領（平成30年告示）では、「公共」において「大項目B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち」の内容に「多様な契約」及び「消費者の権利と責任」の項目がある。多様な契約により様々な責任が生じることについて理解するだけでなく、消費者基本法や消費者契約法などを踏まえ、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援の観点から考察できるようにするとされている。学習指導要領に基づき、各学校で消費者教育を行った。また、学年集会や全校集会、総合的な探究の時間等を利用して、県や市の関係機関による消費者講座を実施した。実施時期は各学校によって異なる。</p>	<p>高等学校学習指導要領に基づき、授業における金融教育の取組等を引き続き推進していく。また、関係機関と連携して消費者講座等を実施していく。</p>
<p>学校教育課</p>	<p>家庭科の学習指導要領（平成30年告示）では、「家庭基礎」内容C「持続可能な消費生活・環境」の「(2)消費行動と意思決定」のAにおいて、「消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう消費生活の現状と課題、消費行動における意思決定や契約の重要性、消費者保護の仕組みについて理解するとともに、生活情報を適切に収集・整理できること」としている。また、「家庭総合」では、内容C「持続可能な消費生活・環境」の「(2)消費行動と意思決定」のA（イ）において、「消費者の権利と責任を自覚して行動できるよう、消費者問題や消費者の自立と支援などについて理解するとともに、契約の重要性や消費者保護の仕組みについて理解を深めること」としている。学習指導要領に基づき、各学校で消費者教育を行った。</p>	<p>高等学校学習指導要領に基づき、授業における消費者教育の取組等を引き続き推進していく。また、関係機関と連携して消費者講座等を実施していく。</p>

生涯学習課	青森県学習情報提供サイト「ありすネット」や情報紙等を通じて、県民カレッジ連携機関が実施する消費者教育に関する講座、事業等の情報提供を行っている。	引き続き実施する。
	総合社会教育センターの視聴覚ライブラリーが保有している消費者教育に関する視聴覚教材の情報提供を行っている。	引き続き実施する。
金融広報委員会	<p>金融に関するテーマの学習会等へ金融広報アドバイザーを無料で派遣した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣回数：52回（うち学校等への派遣回数：小学校1、高校7、専門学校等3、短大1） ・参加者：延べ1,648名 	金融経済教育推進機構（J-FLEC）の設立に伴い、金融広報アドバイザーの派遣は9月実施分までとなる。金融広報アドバイザーはJ-FLEC認定アドバイザーまたはJ-FLEC講師となり、10月からは金融経済教育推進機構（J-FLEC）が派遣する。
	日本FP協会青森支部と共催で、仕事帰りの社会人をターゲットとした「くらしに役立つおかね講演会」を開催したほか、一般県民を対象とした、「くらしとおかねのセミナー」を開催した。	<p>青森県消費生活センターと共催で、一般県民を対象とした、「くらしとおかねのセミナー」を開催した。</p> <p>9月には「くらしに役立つおかね講演会」、11月には「くらしとおかねのセミナー」を開催予定。</p>